

令和 6 年度

袋井市森町広域行政組合
定期監査結果報告書

袋井市森町広域行政組合
監査委員

1 監査の種類

定期監査(地方自治法第199条第4項)

2 監査の対象

袋井市森町広域行政組合における令和6年9月末日現在の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務事業の執行状況を対象とした。

3 監査の着眼点

組合の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、合規性・有効性の観点から最少の経費で最大の効果が挙げられているか、また、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかを着眼点とした。

4 監査の主な実施内容

袋井市森町広域行政組合監査基準に準拠し、提出された監査資料及び関係帳票を確認するとともに、組合事務局長、消防本部総務課長及び関係職員から予算及び事務事業の執行状況を聴取し、適正かつ効率的に執行されているかを監査した。

5 監査の実施場所及び実施日

(1) 実施場所 袋井市 監査室

(2) 実施日 令和6年11月6日、13日

6 監査の結果

監査の対象となった予算及び事務事業について、おおむね適正に執行されているものと認めた。

なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度改善又は検討を指導したので記述を省略した。

7 監査所見

(1) 貴組合が管理する施設は、それぞれ供用開始から中遠聖苑は40年、中遠クリーンセンターは16年、袋井衛生センターは38年経過している。

各施設においては、日常の点検に加え、定期修繕、大規模修繕等により施設の維持管理に努め、安全で安定した稼働に引き続き努められたい。

また、火葬施設においては、新火葬場建設に向けた候補地選定業務、中遠クリーンセンターにおいては、令和29年度までの稼働を見据えた基幹的設備改良工事、袋井衛生センターにおいては、精密機能検査等を行い、令和5年度からの5年間の包括的管理運営業務の中で、施設の改良についての検討を進め、施設の将来に備え引き続き取り組まれたい。

新たな施設建設や施設の長寿命化のためには、多額の費用負担が想定され、構成市町の財政負担への影響など懸念される。

については、将来の財政見通しを作成し、基金の創設など負担の平準化を図り、健全な財政運営に努められたい。

(2) 消防本部においては、中東遠消防指令センター 指令システムの全更新による新たな機能を十分に活用し、これまで以上に迅速かつ的確な対応に努められたい。

また、8月には南海トラフ地震臨時情報が発表されるなど、日ごろから地震への備え、消防機関としての使命を果たせるよう引き続き万全な体制を整えられたい。

救急件数については、令和4年から3年連続で過去最多件数を更新している状況である。新たな救急救命士資格者の養成や採用、効果的な研修などにより職員の資質向上を図るとともに、更なる救急体制の強化に努められたい。

消防車両等の管理については、緊急時に適切に稼働できる体制を維持するため、必要な資機材整備や更新計画に基づいた車両管理は必須である。また、消防・救急車両は納期を要するため、更新が滞ることのないよう、早期発注により確実に整備されたい。